

インフルエンザ予防接種

【 インフルエンザとは？ 】

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをする事により、ウイルスが空気中に飛び出し、それを吸い込むことによって感染します。インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられますが、ときには春～夏にもみられます。

高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などが比較的急に現れ、普通の風邪に比べて全身症状が強いのが特徴です。のどの痛み、鼻汁などの症状もみられます。気管支炎や肺炎などを合併し、高齢者や基礎疾患を持つ方が重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

また、インフルエンザは、流行が始まると短期間に乳幼児から高齢者まで、多くの人を巻き込むという点でも普通のかぜとは異なります。さらに、普通のかぜが流行しても死亡する人はあまり増えませんが、インフルエンザが流行すると、特に65歳以上の高齢者や慢性疾患患者で死亡率がぐんと高くなるという点でも普通のかぜとは異なります。

【 インフルエンザワクチンについて 】

インフルエンザは毎年流行するウイルスの型が異なります。その年に流行となりそうなウイルスを予測し令和7年度はA型2種類・B型1種類に対応する『3価ワクチン』が使用されることになりました。ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間から約5か月とされています。地域によって差はありますが、例年12月から3月を中心に流行しますので、より有効性を高めるために10月から12月中旬までに接種することをお勧めします。

【 インフルエンザ予防接種の副反応 】

予防接種の注射のあとが、赤くなったり、腫れたり、痛みがでたりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、わずかながら熱が出たり、寒気、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、通常2～3日のうちに治ります。

非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることがあります。その他、けいれん、運動障害、意識障害などの症状があらわれたとの報告もあります。

万が一、重大な副反応がみられた場合には健康被害の救済制度があります。予防接種による健康被害であると厚生労働大臣が認めた場合に、被害に対する給付を行います。

【 予防接種を受ける前に 】

① 一般的注意

インフルエンザの予防接種について、気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に医療機関や役場保健センターにお問い合わせ下さい。十分に納得出来ない場合には、接種を受けないで下さい。

また、予診票は接種をする医師にとって、接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受ける本人が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えて下さい。

② 接種を受けることができない人

- (1) 明らかに発熱のある人。(一般的に、体温が37.5℃を超える場合をいいます。)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっている人。
- (3) インフルエンザワクチンの成分によって、アナフィラキシー(急性の全身アレルギー反応)を起こしたことがあることが明らかな人。
- (4) 上記の他、医師が不適当な状態と判断した場合。

③ 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない人

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人。
- (2) 以前にインフルエンザ予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、全身の湿疹・じんましんなどアレルギーを疑う異常がみられた人。
- (3) 今までにけいれんを起こしたことがある人。
- (4) 今までに免疫不全の診断をされたことのある人。
- (5) ぜん息や間質性肺炎などの呼吸器系の病気にかかっている人。
- (6) インフルエンザワクチンの成分または鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある人。

④ 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) インフルエンザワクチンの副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- (5) 接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、嘔吐を繰り返す、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師の診察を受けて下さい。
また、診察を受けた場合は速やかに役場保健センターまでご連絡下さい。

《 町で実施するインフルエンザの定期予防接種について 》

- 【 対 象 者 】 ・ 65 歳以上の方
・ 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 【 接種期間 】 令和7年10月1日 ～ 令和8年3月31日
(医療機関によって接種日程が異なりますので、各医療機関にお問い合わせ下さい)
※他の予防接種との接種間隔にきまりはありません。
- 【 接種回数 】 期間内に1回(期間外や2回目等は全額自己負担です。)
- 【 自己負担金 】 1,000円を医療機関窓口でお支払いください。
(3,500円を町が負担しています)
接種後は医療機関から町に報告が届きますので保健センターへの連絡は不要です。
※生活保護世帯の方は無料で接種を受けられますので、医療機関窓口にお申し出ください。

◆郡外医療機関で接種を希望する場合は、事前に保健センターまでお問い合わせ下さい。

【 お問い合わせ 】

中之条町役場 保健環境課 健康係
(中之条町保健センター) 電話 75-8833 (直通)